

満日/なでしこ/明日葉 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

1. 総則

満日/なでしこ/明日葉(以下「当施設」という)は、入所者及び利用者(以下「利用者」という)の使用する食器及びその他の設備または飲用に供する水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

1) 感染症予防・衛生管理委員会の設置

① 目的

施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する「感染症予防・衛生管理委員会」を設置する。

② 感染症予防・衛生管理委員会の構成

感染症予防・衛生管理委員会は、次に掲げるもので構成する。

- 管理者(適宜)
- 看護職員
- 生活支援員
- 栄養士
- サービス管理者(適宜)
- 嘴託医(適宜)

③ 感染症予防・衛生管理委員会の業務

感染症予防・衛生管理委員会は、委員長の招集により感染症対策委員会を定期開催(3ヶ月毎)のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- 施設内感染対策の立案
- 指針、マニュアル等の作成
- 施設内感染対策に関する職員への研修の企画及び実施
- 新規利用者の感染症の既往の把握
- 利用者、職員の健康状態の把握
- 感染症発生時の対応と報告
- 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

2) 職員研修の実施

施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適正な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理ケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」を感染症予防・衛生管理委員会の企画により、以下のとおり実施する。

- 新規採用者に対する研修
新規採用時に感染対策の基礎の関する教育を行う。
- 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修(年2回)を実施する。

3. 平常時の衛生管理

1) 施設内の衛生管理

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次のとおり定める。

- 環境の整備
施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する
 - ・ 整理整頓に心がけ、こまめに清掃を行うこと
 - ・ 使用した雑巾やモップはこまめに洗浄、乾燥すること
 - ・ 床に目視しうる血液、分泌液、排泄物などが付着しているときは、手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム(ハイター等)で清拭後、湿式清掃し乾燥させること
 - ・ 浴槽のお湯の交換、清掃、消毒などはこまめに行うこと

○ 排泄物の処理

排泄物の処理については、処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行うこと

○ 血液、体液の処理

職員への感染を防ぐため、利用者の血液、体液の取り扱いについては、細心の注意を払うこと

2) 日常のケアにかかる感染対策

○ 標準的な予防策

標準的な予防策として重要項目として徹底すべき対策については以下のとおりとする。

<重点項目>

- ・ 適切な手洗い
- ・ 適切な防護用具の使用
- ・ 感染者(利用者)ケアに使用した機材などの取り扱い

鋭利な器具の取り扱い

廃棄物の取り扱い

周囲環境対策

- ・ 血液媒介病原対策
- ・ 感染者(利用者)配置

※具体的対応については「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等を参考に行う

○ 手洗いについて

- ・ 手洗い:汚れがあるときは、普通の石鹼と流水で手指を洗浄すること
- ・ 手指消毒:感染している利用者や、感染しやすい状態にある利用者のケアをするときは、洗浄消毒薬、擦式消毒薬で洗うこと

それぞれの具体的方法について、以下のとおりとする。

- ・流水による手洗い
排泄物当の汚染が考えられる場合には、流水による手洗いを行う
手洗いの方法は「障害者支援施設における感染対策マニュアル」を参考に行う
- ・禁止すべき手洗い方法
ベースン法(浸漬法・溜まり水)
共同使用する布タオル
- ・手指消毒
手指消毒には下表のとおりの方法があるが、施設ではスクラブ法及びラビング法を用いることとする

| 消毒法 | 方 法 |
|-------------|---|
| 洗浄法(スクラブ法) | 消毒薬を約3ml手にとり、良く泡立てながら洗浄する(30秒以上)。更に流水で洗いペーパータオルでふき取る |
| 擦式法(ラビング法) | アルコール含有のゲル・ジェル消毒薬を約2ml手に取り、よく擦り込み(30秒以上)乾かす。ラビング法は手が汚れている時には無効であり、石鹼と流水で洗った後に行うこと |
| 清拭法(ワイピング法) | アルコール含有の綿でふき取る |

○ 日常の観察

- ・生活支援員は、異常の兆候ができるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子、大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる異常症状を発見した際には、すぐに看護職員や医師に知らせる
- ・医師、看護職員は、栄養摂取や服薬、排泄状況なども含めて全体的なアセスメントをしたうえで、病気の状態を把握し、状況に応じた適切な対応をとること

| 注意すべき症状 | 要注意サイン |
|-----------|--|
| 発熱 | ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸状態がおかしいなど全身状態が悪い。発熱以外に嘔吐や下痢などの症状が激しい |
| 嘔吐 | 発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。発熱し体に赤い発疹も出ている。発熱し意識がはっきりしない |
| 下痢 | 便に血が混じっている。尿が少ない、口が乾いている |
| 咳、咽頭痛、鼻水 | 熱があり、痰が絡んだ咳がひどい |
| 発疹(皮膚の異常) | 牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢関節の外側、骨の突出した部位など圧迫や摩擦が起こりやすいところに多くみられる。非常に強い痒みがある場合も、全く痒みを伴わない場合もある。 |

4. 感染症発生時の対応

1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に沿って報告すること。

- ① 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無（発生した日時、部署及び居室ごとにまとめる）について看護職員へ報告すること
- ② 看護職員は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、園長・次長へ報告する
- ③ 園長・次長は、保健所等へ報告するとともに、関連機関と連携をとること

2) 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは拡大を防止するため、速やかに以下の事項に沿って対応すること

① 生活支援員

- 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介にして感染を拡大させることのないよう特に注意すること
- 医師や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと
- 医師や看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行うこと
- 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること

② 医師及び看護職員

- 感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員に適切な指示をだし、速やかに対応すること
- 感染症の病原体で汚染された機械、器具、環境の消毒、滅菌は適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止すること
- 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること

③ 園長・次長

- 協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示を受けること

3) 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること

- ① 嘴託医、協力病院の医師
- ② 保健所
- ③ 行政

また必要に応じて次のような情報提供も行うこと

- ① 職員への周知
- ② 家族への情報提供と状況の説明

4) 医療処置

医師は感染症若しくは食中毒の発生、またそれが疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置を速やかに行うとともに、職員に対して必要な指示をだすこと

5) 行政への報告

① 市町村等の担当課への報告

園長・次長は、市町村指定様式を使用し、迅速に市町村等の担当課へ報告するとともに地域保健所にも対応を相談すること

<報告する内容>

- ・感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- ・感染症または食中毒が疑われる症状
- ・上記利用者への対応や施設における対応状況等

5. その他

1) 入所予定者の感染症について

施設は一定の場合を除き、入所予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする（適宜要協議とする）

2) 通所介護事業・短期入所事業について

感染症または食中毒が発生した場合は、利用者及び家族へ説明し、可能な限り利用抑制または利用中止し、感染拡大の防止を行う

3) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル等は、感染症予防委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする